

地方独立行政法人市立吹田市民病院の役員報酬規程の改正について

1 改正の概要

平成 27 年人事院勧告が発出されたことに伴い、国家公務員の給与制度改革が行われ、吹田市においても当該給与制度改革に従って、条例の改正が行われた。

地方独立行政法人については必ずしも当該勧告に従わなければならないというわけではないが、当該勧告に準じ改正が行われた。

2 改正内容

内容	適用日	改正箇所
役員の賞与を 0.1 ヶ月引き上げ (平成 27 年 12 月 2.10→2.20)	平成 27 年 4 月 1 日	役員報酬規程第 7 条
上記に係る賞与支給割合の調整 (平成 28 年度以降 6 月 1.95→2.00、12 月 2.20→2.15)	平成 28 年 4 月 1 日	役員報酬規程第 7 条

3 新旧対照表

資料 1 - 1 「地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程 現行・改正案対照表のとおり

4 根拠条文（地方独立行政法人法）

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支

給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する